

天理市指定下水道工事店等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 30 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第41号

天理市指定下水道工事店等に関する規則の一部を改正する規則

天理市指定下水道工事店等に関する規則（令和 7 年 3 月天理市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号ウ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
（人の資格に関する経過措置）
- 2 拘禁刑に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下「旧刑法」という。）第 13 条に規定する無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第 13 条に規定する有期禁錮に処せられた者とみなす。